**「さいき産品」登録シート募集要項**

１　目的

佐伯市の特産品の中から、生産者自らが自信と誇りを持ち、売り出そうとする特産品を「さいき産品」として登録し、広く佐伯市の内外に広報宣伝及び情報発信することにより、佐伯市及び特産品の知名度の向上を図り、佐伯市の産業の振興並びに地域経済の活性化に資することを目的とする。

２　「さいき産品」対象商品

　次の**いずれかを**満たした商品であること。

（１）本市で生産されるもの

（２）本市で原材料の主要な部分が生産されるもの

（３）本市で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

※「さいき産品」とは、「佐伯市さいきブランド流通促進等事業費補助金交付要綱（令和2年7月1日佐伯市告示第136号）」第2条関係の「特産品」に準ずる。

３　登録商品数の上限

　　　商品数の上限は設けていません。

４　登録者資格

次の各号の**いずれにも**該当するもの。

（１）農業、林業、水産業、食品製造業又は食品販売業を営む個人又は法人その他の団体であること。

（２）佐伯市内に住所（法人その他の団体にあっては、事業所の所在地をいう。）を有するものであること。

（３）佐伯市税を滞納していないこと。

（４）役員等が暴力団関係者でないこと。

５　登録方法及び提出書類等

　　下記の書類等を佐伯市ブランド推進課に提出してください。

（１）「さいき産品」登録シート

（２）市税納付状況調査同意書兼暴力団関係者でないことの誓約書

６　登録書類の入手方法

　（１）佐伯市公式ホームページ（httpｓ://www.city.saiki.oita.jp/）

　（２）佐伯市　観光ブランド推進部　ブランド推進課

　　　　＊窓口へお問い合わせいただければ、書類の郵送、書類データのメール送信も可能です。

７　登録料　不要

※サンプル品提供等のご協力をお願いすることがあります。

８　提出期限

　（１）特にありません。随時、受付します。

９　「さいき産品」登録者の特典について

（１）市内外の販売業者や大手店舗、バイヤー、ホテルシェフ等とのマッチングを

優先的に行います。

　　　※佐伯産品流通アドバイザー（５名）がマッチングをサポートします

（２）佐伯市が主催する催事、イベント、フェア等において、優先的に商品紹介を

行います。

（３）ブランド化、通販、セレクトショップ、商談会等に関する情報を提供します。

（４）佐伯産品ブランド化やプロモーション力向上につながる佐伯市主催の研修会

に参加することができます。

（５）マスコミ、佐伯市公式SNS等で情報提供を行います。

１０　登録内容変更、廃止について

　　　シート情報の内容に変更があれば、ご連絡ください。

　　　年度途中で登録を廃止する際には、ブランド推進課まで御連絡ください。

１１　翌年度以降の更新について

　　　提出者から、登録廃止の連絡がない場合は、翌年度も自動更新する。この場合「市税納付状況調査同意書兼暴力団関係者でないことの誓約書」についても更新されたものとし、翌年度以降も同様とします。

１２　登録の取り消しについて

　　　「市税納付状況調査同意書兼暴力団関係者でないことの誓約書」の内容に違反するとき、また公序良俗に反すると認められる行為があったときには登録を取り消します。

１３　お問い合わせ

　　　〒876-8585

　　　佐伯市中村南町1番1号

　　　佐伯市役所　2階　観光ブランド推進部　ブランド推進課　担当高次

　　　Email:syuji@city.saiki.lg.jp

　　　電話　0972-22-4673　　　FAX　0972-22-3124